

中国税務速報

2015年8月20日

●1 内国法人による国外投資及び所得に係る情報の報告業務に関する通知

国家税務総局は2015年6月18日付けで、「居住者企業による国外投資及び所得に係る情報の報告業務に関する通知」（税総函2015年第327号）を公布しました。

「居住者企業による国外投資及び所得に係る情報の報告に係る問題に関する国家税務総局の公告」（国家税務総局公告2014年第38号、以下「公告」という。）を徹底的に実施するため、ここに、関連する記入報告基準及び業務要求について、次のように通知しました。

- 一. 「公告」実施の前に、企業が関連対外投資情報を記入・報告し、かつ、変更が発生していない場合には、「公告」実施後に重ねて報告送付しなくてもいいです。
- 二. 企業が「公告」の規定に従い報告送付すべき年度独立財務諸表には、中国会計制度の規定に従い編成・報告する必要がある主表その他の附属表並びに会計報告表注記、財務状況説明書及び会計監査報告等の附属資料を含む必要があります。
- 三. 「被支配外国企業情報報告表」第6項目の被支配外国企業の利益分配の項目における関係欄の表記入説明は、次のとおりです。
 - (1) 「分配可能な利益総額」の欄については、被支配外国企業の当該年度の独立した貸借対照表の未分配利益の期末残高と当該年の実際分配金額の合計に従い記入報告します。
 - (2) 「過年度の既に分配したとみなされた額」の欄については、過年度に既に分配したとみなされた金額から当該みなし分配金額の実際分配額を控除した後の残高に従い記入報告する。計算結果が負数である場合には、ゼロと記入報告します。
 - (3) 「本年度の分配額で過年度の既に分配したとみなされた額を超える金額」の欄については、本年度の分配額と過年度に分配したとみなされた額の差に従い記入報告する。計算結果が負数である場合には、ゼロと記入報告します。
 - (4) 「控除可能な外国税額」の各欄には、前欄の相応する利益額につき「企業の国外所得の租税控除に係る問題に関する財政部及び国家税務総局の通知（財税[2009]125号）」及び関係文書の規定により計算した控除可能な国外所得税税額に従い記入報告します。
- 四. 主管税務機関は情報記入報告を指南・督促しなければなりません。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1700270/content.html>

●2 コストシェアリング協議管理の規範化に関する公告

国家税務総局は2015年6月16日付けで、「コストシェアリング協議管理の規範化に関する公告」（国家税務総局公告2015年第45号）を公布しました。

当該公告により、以下のことが規定されています。

- 一. 企業は関連当事者とコストシェアリング協議を締結（変更）する日から30日以内に、主管税務機関に協議の副本を届けて、かつ年度企業所得税の確定申告際に、「企業の年度関連者との業務報告表」を提出する必要があります。
- 二. 税務機関はコストシェアリング協議の後続管理を強化する必要があり、独立企業間価格原則およびコストと収益の対応原則に合致していない場合、特別納税調査調整を実施します。
- 三. 企業がコストシェアリング協議を実施する期間において、参加者が実際に享有した利益と配賦されたコストが対応していない場合、実際状況に基づき補足調整をしなければなりません。参加者が補足調整をしない場合、税務機関は特別納税調査調整を実施しなければなりません。

四. 本公告は 2015 年 7 月 16 日より施行されます。「特別納税調整実施弁法（試行）」（国税発〔2009〕2 号）第六十九条は同時に廃止されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1703141/content.html>

●3 「税收减免管理弁法」の公布に関する公告

国家税務総局は 2015 年 6 月 8 日付けで、『「税收减免管理弁法」の公布に関する公告』（国家税務総局公告 2015 年第 43 号）を公布しました。

新弁法は届出管理を細分化し、届出類の減免税の具体的な実施要求を全面に解説し、納税者に適正な指導を与えました。納税者は減免税を享有する初回申告時に、納税申告書に資料をリスト、あるいは添付して届出を行うことができますし、申告期終了後のその他規定の期限以内において申請資料を提出し届出を行うこともできます。届出類減免税は一括届出制度を採用しており、納税者の税務手続の負担をさらに減少させました。また、弁法は手続きのプロセスを簡素化し、審査類減免税の申請範囲とプロセスを全面的に簡素化・縮小しました。審査類の減免税事項であれば、法律法規によって明確に授権・許可されなければなりません。

本弁法は 2015 年 8 月 1 日より施行されます。同時に「税收减免管理弁法（試行）」（国税発〔2005〕129 号）は廃止されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1685543/content.html>

●4 全国範囲での一括徴税の普及に関する公告

税関総署は 2015 年 7 月 24 日付で「全国範囲での一括徴税の普及に関する公告」（税関総署公告 2015 年第 33 号）を公布しました。

税関総署は施行の基礎の上に、全面的に一括徴税改革を普及させることを決定しました。税関は、条件に合致する輸出入納税義務者による一定期間内の複数の輸出入貨物に係る税額に対して一括徴税を実施します。公告では、一括徴税を適用する企業及び銀行が合致すべき条件、企業がどのように一括調整を実施するか、税関がどのように一括徴税の監督管理を実施するかどうか等について規定しています。

本公告は 2015 年 7 月 27 日より施行されます。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/module1147/info765983.htm>

●5 シンガポール、タイ及び日本を原産国とする輸入メタクリル酸メチルに対するアンチダンピング調査のイニシャル裁定に関する公告

商務部は 2015 年 7 月 24 日付けで「シンガポール、タイ及び日本を原産国とする輸入メタクリル酸メチルに対するアンチダンピング調査のイニシャル裁定に関する公告」（商務部公告 2015 年第 29 号）を公布しました。

2014 年 8 月 8 日、商務部（以下「調査機関」）は 2014 年第 53 号公告を發布し、シンガポール、タイ及び日本を原産国とする輸入メタクリル酸メチル（以下「調査対象製品」）に対してアンチダンピング調査を実施することを決定しました。調査機関のイニシャル裁定により、シンガポール、タイ及び日本を原産国とする輸入メタクリル酸メチルにダンピングが存在し、中国のメタクリル酸メチル産業が実質的

な損害を受けており、またダンピングと実質的な損害間には因果関係が存在していることがわかりました。調査機関は、保証金形式による臨時的なアンチダンピング措置を施すことを決定しました。2015年8月1日より、輸入経営者が調査対象製品を輸入する際、本イニシャル裁定により決定された各会社の保証金の割合に応じて、中国税関に対して相応の保証金を支払わなければなりません。

各利害関係者は本公告の発布日から20日以内、調査機関に対して書面による意見及び関連証憑を提出することができます。アンケート（補充アンケートを含む）及び公告で要求している規定期限内に提出されなかった証憑については、調査時間の制限により、調査機関は考慮しません。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201507/20150701059599.shtml>

●6 一部の税務行政審査事項を取り消した後の関連管理問題に関する公告

国家税務総局は2015年8月3日付けで「一部の税務行政審査事項を取消した後の関連管理問題に関する公告」（国家税務総局2015年56号）を公布しました。

当該公告は以下の内容を規定しています。

- 一、取り消された「税務登記（外出経営報告検査）の承認」事項について、納税者からの提出資料がそろい、法定形式が適切である場合、税務機関は即時に処理しなければならず、適切でない場合、税務機関は「税務事項通知書」を作成し、一回で納税者に修正すべき内容を告知しなければなりません。同時に、各部門は納税者に対する告知を着実に履行する義務を行い、部門間及び複数部門間の情報・データ共有業務を強化しなければなりません。
- 二、取り消された「僻地における申告認定の簡素化」事項について、僻地において簡易な方法で申告している納税者に対し、税務機関は、厳密な日常管理及び監視の実行、税収ソースの追跡管理の実行、徴収管理ITシステムが納税者間に普及することを加速すること、期限内の申告率と入庫率の向上、納税処理プロセスの簡素化、納税サービス新メカニズムの確立を実行しなければなりません。
- 三、取り消された「輸出還付（免）税資格認定」、「輸出還付（免）税資格認定変更」、「輸出還付（免）税資格認定抹消」、及び「研究開発機構が国産設備を購入することに係る還付税資格の認定」などの事項について、税務機関は輸出還付（免）税資格認定を取り消し、届出により管理しなければなりません。
- 四、取り消された「免抵還付税資格を有するメンバー企業があるグループ会社の認定」事項について、グループ会社は購入を自己生産貨物とみなして免抵還付税を申告し、規定により資料を提出し、グループ会社本部所在地の主管国税機関に届出を行わなければなりません。
- 五、取り消された「辺境小口貿易方式による外国企業、外国自然人の輸出貨物の代理の届出登記及び備案抹消の承認」事項について、辺境小口貿易方式による外国企業、外国自然人の輸出貨物の代理に対し、輸出企業は貨物が通関輸出後主管国税機関に代理通関日案を行わなければなりません。
- 六、取り消された「固定装置を設置している非運輸車両に対する車両購入税の免徴の審査」事項について、納税者は固定装置を設置している非運輸車両の免税申告を申請するとき、事実に基づき規定の申告書を記入し、資料を提出しなければなりません。主管税務機関は免税マニュアルにより車両固定装置を審査した後、免税手続きを処理しなければいけません。
- 七、取消された「企業が条件を満たす固定資産加速償却あるいは償却年限短縮の所得税優遇政策を享受することの承認」事項について、納税者は財税2014年75号と国家税務総局公告2014年第64号に規定された重点業界加速償却政策を享受する際、年度確定申告期間内に、主管税務機関に「企業所得税優遇事項届出表」を提出しなければなりません。同時に、四半期予定納付の段階において当該優遇政策を享受できます。納税者はその他固定資産加速償却政策を享受する際、年度確定申告時に「企業所得税優遇事項届出表」を提出しなければなりません。税法と会計の計算が一致する場合、四半期予定納付の段階において当該優遇政策を享受できますが、一致しない場合には、年度確定申告時に当該優遇政策を享受できます。

- 八. 取り消された「企業が農林牧漁項目に従事することによる取得に対し所得税優遇政策を享受することの承認」事項について、納税者は年度確定申告期間内に、主管税務機関に「企業所得税優遇事項届出表」を提出しなければなりません。同時に、四半期予定納付段階において当該優遇政策を享受できます。当該公告は発布日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1758741/content.html>